

令和3年度第2四半期 収去等検査結果

	対象品	検査項目	検査数	違反数 (※1)
7月	夏期流通食品	甘味料(サッカリンナトリウム)	27	0
		漂白剤(二酸化硫黄)	27	0
		保存料(安息香酸、ソルビン酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸)	27	0
	国産農産物	残留農薬	18	0
	生食用鮮魚介類	細菌規格(腸炎ビブリオ)	9	0
		腸炎ビブリオ(定性)	9	—
	加熱調理用鮮魚介類	腸炎ビブリオ(定性)	9	—
	魚介類加工品	腸炎ビブリオ(定性)	9	—
	テイクアウト・デリバリー食品	腸管出血性大腸菌O157・O26・O111	18	—
		カンピロバクター	18	—
		サルモネラ属菌	18	—
		旧衛生規範(細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌)	18	—
	ミンチ肉使用そうざい半製品	腸管出血性大腸菌O157・O26・O111	11	—
		カンピロバクター	11	—
		サルモネラ属菌	11	—
	液卵	サルモネラ属菌	14	0
		細菌数	14	0
	魚介類	合成抗菌剤	18	—
		抗生物質	18	—
	国産農産物(産地直送品)	残留農薬	5	0
マグロ	クドア・ヘキサプンクタータ	2	—	
卸売市場流通品	放射性物質(Cs134、Cs137)	2	0	
小計			313	0
8月 (※2)	輸入農産物	残留農薬	1	0
	食肉取扱施設の食肉	腸管出血性大腸菌O157・O26・O111	30	—
		カンピロバクター	30	—
		サルモネラ属菌	30	—
	卸売市場流通品	放射性物質(Cs134、Cs137)	2	0
小計			93	0
9月 (※2)	漬物	旧衛生規範(大腸菌、腸炎ビブリオ)	17	—
		腸管出血性大腸菌O157・O26・O111	17	—
	器具・容器包装(陶磁器製等)	器具等規格	2	0
	アレルギー物質	特定原材料(乳)	7	0
		特定原材料(卵)	6	0
	ヒラメ	クドア・セプテンプンクタータ	4	0
	卸売市場流通品	放射性物質(Cs134、Cs137)	2	0
小計			55	0

※1 規格基準のある食品について記載。

※2 8月、9月は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言発令中により業務を縮小して実施。